

〔N○. 30〕 次の記述のうち、関係法令上、誤っているものはどれか。

1. 「建築基準法」に基づき、工業地域内において、1日当たりの処理能力が6t以下の廃プラスチック類を破砕する産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物は、特定行政庁の許可を受けずに新築することができる。

(建築基準法) 法51条 令130条の2の2 二号イ 令130条の2の3 1項三号チ 廃プラ破砕施設は1日 6t以下は建てられる

2. 「景観法」に基づき、景観計画区域内において、建築物の外観を変更することとなる模様替をしようとする者は、原則として、あらかじめ、行為の種類、場所、設計又は施行方法等について、景観行政団体の長に届け出なければならない。

(景観法) 法16条1項一号 景観計画区域内での外観を変更する模様替え 景観行政団体の長に届け出

3. 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、特別警戒区域 内において、予定建築物が分譲住宅である開発行為をしようとする者は、原則として、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。

(土砂災害防止法) 法10条1項 2項 ()書きにより自己の居住の用に供するものは除れている

4. 「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づき、特定盛土等規制区域内において、盛土で高さ3mの崖を生ずる工事をしようとする者は、原則として、当該工事に着手する日の30日前までに、都道府県知事に届け出なければならない。

(宅地造成及び特定盛土等規制法) 法30条1項 令28条1項 令23条一号 盛土で高さ2mを超える崖 工事着手前に都道府県知事の許可を受けなければならない